

ニューズレター

別冊

全国公共図書館協議会

2026年9月1日

(〒106-8575 東京都港区南麻布 5-7-13 東京都立中央図書館内)

【全国公共図書館協議会研究集会講演記録】

テーマ 調査研究事業「公立図書館における電子図書館サービス」報告

講師 福島 幸宏 氏

慶應義塾大学文学部 准教授

令和8年6月26日（金）に開催された全国公共図書館協議会研究集会の講演記録を別冊としてまとめました。

令和5～7年度調査研究事業では、「公立図書館における電子図書館サービス」をテーマに調査を実施しました。今回は、調査研究の成果について、助言者の立場から福島幸宏氏にご講演いただきました。

なお、この講演記録は実際の講演内容を再構成したものです。

本日は、「公立図書館における電子図書館サービス」についてご報告いたします。

はじめに、簡単に自己紹介をいたします。私のもともとの専門は日本史で、京都府立総合資料館（現在の京都学・歴彩館）に10年在籍しました。同館は、地域資料、従来の言い方では郷土資料を中心としつつ、博物館、公文書館等の機能を併せ持つ施設でした。その後、京都府立図書館に4年、東京大学で特任として2年勤務し、慶應義塾大学に着任いたしました。

日本史を専門としていたことから、資料の公開にも関わってきました。本日の話題とも関係しますので申し上げますと、私がデジタル分野に関わり始めたのは、今から15年ほど前のことです。「若いのでデジタルが分かるだろう」という大いなる誤解が契機となりました。

実は、私自身が特別に若かったわけではありませんが、周囲にベテラン職員が多かった

こともあり、デジタル関連の業務に携わることになりました。実務を通じて学びながら、デジタルアーカイブの構築等に取り組んできました。

その後、当時勤務していた京都府立総合資料館は「東寺百合文書」のウェブ公開の取組により、「Library of the Year 2014」で大賞を受賞する機会も得ました。

本日の報告では、「公立図書館における電子図書館サービス」の昨年度及び今年度の調査結果を共有し、皆様に今後の電子図書館サービスについて考えていただく契機としたいと思います。

これから、「電子図書館サービス全般」の結果のまとめ、「デジタル資料の収集」「デジタルアーカイブ」「電子書籍サービス」を取り上げます。さらに、各地の事例を紹介し、調査研究事業から明らかになった点を整理した上で、最後に公立図書館の今後について僅かですが申し上げます。

◇調査の全容

早速、調査の全容についてです。全国公共図書館協議会では、この四半世紀にわたり、様々な調査研究事業を実施してきました。その中で、いわゆるデジタル分野を中心に据えた調査は、実に 20 年ぶりとなります。2001～2002 年度の「公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する調査」は 2 年度にわたって実施されており、それ以来の全国調査という位置付けになります。

当時の報告を読み返しますと、インターネットに接続されたパソコンがあるかといった質問項目も見られます。そこから現在に至るまで、電子図書館サービスをめぐる状況は大きく変化してきたことが実感できます。

今回の 3 年度にわたる調査研究事業は、全国調整委員、事務局、編集委員の皆様の御尽力によって実施されたものです。私は助言者として関わりましたが、この調査が成立したのは、関係者の皆様の力によるものであることを、まず強調しておきたいと思います。

この調査を扱う上で重要なのが、「電子図書館サービス」という言葉の整理です。電子図書館サービスという言葉は、現在では注釈がなければ「電子書籍サービス」、つまり紙の本を電子化したものを提供するサービスとして使われることも多いと思います。ただし、今回の調査では、「図書館が収集、契約または利用登録することにより、利用者が資料や情報にアクセスできるサービス」と定義しました。いわゆるパッケージ系の資料、例えば DVD 等は対象から除いています。その上で、本調査では、「デジタルアーカイブ」と「電子書籍サービス」を主な対象としました。したがって、本報告における「電子図書館サービス」は、その大きな概念の下に、デジタルアーカイブ、電子書籍、さらに商用データベースが含まれるものとして整理していただければと思います。

調査研究事業は、これまで 2 年度で行ってきましたが、丁寧に進めようということで、3 年度にわたる形にしました。2023 年度に調査設計を行い、2024 年度に実態調査を実施しています。その結果を踏まえて、2024 年度には実態調査報告をまとめ、2025 年度分の全体の報告書を刊行する予定です。

2024 年度調査については、午前中の森さんの報告でも多くの図版が用いられていました。黄色い表紙の報告書です。調査対象は、図書館法第 2 条第 2 項に規定する公立図書館としました。分館等を含めると多数に及ぶため、自治体単位で把握することとし、本館・分館を含むサービス実態を取りまとめた回答をお願いしました。

回答状況については、図書館を設置している自治体のうち、2 自治体を除いて回答をいただきました。会場にお集まりの皆様をはじめ、関係者の御尽力により、ほぼ全数調査に近い結果を得ることができました。

調査内容は、図書館の基本情報、すなわち館の規模、予算、職員数等に加え、「電子図書館サービス全般」「デジタル資料の収集」「デジタルアーカイブ」「電子書籍サービスの実施状況」です。2024 年度に実施した調査であるため、数値は 2023 年度末、すなわち 2024 年 3 月 31 日時点のものとなります。

また、2025 年度報告書では、前年度の速報的な調査に、各自治体の図書館規模等を掛け合わせて見るとどうなるかという観点から、同様に「電子図書館サービス全般」「デジタル資料の収集」「デジタルアーカイブ」「電子書籍」という項目立てにしています。

また、全国調査委員の皆様から御推薦をいただき、12 の事例について各館に御執筆いただきました。非常によい事例集になっていますので、本日はその中からいくつかをかいつまんで御紹介し、最後に「まとめと提言」に入りたいと思います。

本日は、この 2024 年報告と、原稿段階にある 2025 年報告から、議論に必要な部分を抽出してご紹介します。まず前提として「電子図書館サービス全般」についてお話ししてまいります。

◇電子図書館サービス全般

概要を見ますと、市町村で電子図書館サービスを提供していない、つまり電子書籍、デジタルアーカイブ、オンラインデータベースのいずれも提供していない自治体が、実は 4 割あります。

国際比較については、信頼できる数字があれば、また考えてみたいところです。ただ、4 割が提供していないという結果は、それなりに多い数だと思っていただいていいと思います。ただ、できていないところを指摘することは本意ではなく、この状況が数字として見えたこと自体に、大きな意味があると思っています。

また、将来的に提供を検討しているサービスについて、都道府県と市町村の双方に尋ねたところ、ほぼ同じ傾向が見られました。約 6 割が、現時点では電子図書館サービスをさらに拡張する予定はないと回答しています。

この結果は、当初思っていた以上に衝撃がありました。事前には、未実施の自治体では、これから導入を検討していくのではないかと考えていたのですが、実際には現時点では拡張予定がないとする回答が 6 割程度を占めています。いまのサービスに留まる、という宣言ですね。もちろん、それぞれの自治体に事情はありますが、衝撃的な結果でした。

次に、「提供サービスと図書館費」です。予算がなければ、実施したくても難しい面がありますので、図書館費との関係を見ました。電子図書館サービスを全く提供していない館は、当然ながら小規模館に多くなります。一方で、電子書籍に限って見ると、小規模館で

も、ほかのサービスに比べれば提供割合が多少伸びています。

この点は、後半でお話しする協働型サービスとも関わってきます。長野県の事例のように、協働型で提供できる場合には、小規模館であってもサービスを提供できる可能性が広がります。これまで個別事例として見えていたことが、今回の全国調査でも改めて確認できたということだと思います。

つまり、単館では難しい場合でも、協働のプラットフォームに入ることによってサービスを展開できる可能性があります。この点が全国調査の結果として見えてきたことは、大事なことだと思います。

商用データベースについても触れておきます。オンラインデータベースの提供状況を見ると、図書館向けデータベースを扱うベンダー側の戦略も関係しているとは思いますが、「科学情報」「医学・医療情報」「農業情報」などの分野が少なくなっています。紙の本の蔵書構成でも文学が多くなることは皆様もよく御存じのところですが、オンラインデータベースにおいても分野の偏りが見られます。

もしベンダー側で十分な分野構成が用意されていないのであれば、図書館界の側からも、こういうものがが必要です、と要望していくことが大事だと思います。

契約金額を見ても、オンラインデータベースには最小限の投資にとどまっている館が多いことが分かります。そのため、サービスが広がりにくい面がありますが、鳥取県立図書館では、県内市町村と連携して、農山漁村文化協会の「ルール電子図書館」を提供しています。鳥取県内の図書館であれば、どこでもこの優れた農業データベースを利用できる仕組みです。

これは、農業従事者だけでなく、家庭菜園や園芸に関心のある利用者にとっても有用なデータベースですので、鳥取県のような共同

提供の取組が、もう少し広がっていくとよいと思います。

新聞データベース等についても、連携して提供する仕組みを考える余地があります。共同で投資してサービスを支えることも、これから大事になってくると思います。

次に、「サービスを提供していない理由」です。デジタルアーカイブと電子書籍について見ると、予算、人員、ノウハウの不足が主な理由として挙がっています。これは図書館界だけの話ではなく、博物館、公文書館、大学等でも、共通の課題です。

大学では、こうした課題が一定程度解消されつつあります。また、博物館についても、令和5年の博物館法改正により、デジタルアーカイブが主要な事業の一つとして位置付けられたことから、各地で取組が進められています。

図書館界でも、今回の調査で、それが数字として見えてきました。

特に注目したいのは、「デジタル化するような資料がない」とする回答が、市区町村で7.1%あった点です。これは私にとってはまたしても衝撃的でした。

どの地域にも、その地域ならではの非常に重要な資料が必ずあります。それらをデジタル化して、社会と共有していくことは、図書館の根幹に関わる使命の一つです。その意味で、「デジタル化するような資料がない」という回答が一定数あったことは地域情報の把握の現状を表す点で衝撃的でした。しかし、今からでも資料を発見していくことは十分できると思います。後ほど紹介する事例にも、学べる事例は沢山あります。未発見のままにならないようにしていくことが大事だと思います。

電子書籍については、「紙の資料を重視している」とする回答が、都道府県、市町村ともに3割程度ありました。また、「来館型サービスを重視している」は、都道府県で15%、市

町村で23.9%となっています。この点については、後ほど改めて申し上げます。

◇デジタル資料の収集・作製・公開

次に、「デジタル資料の収集・作製・公開」の話に入ります。ここまでは電子図書館サービス全般を見てきましたが、ここからはデジタル資料をどう収集しているかを見ていきます。まず、ボーンデジタル資料についてです。従来は紙で出ていた資料が、近年ではボーンデジタルになることが増えていますが、図書館側の収集体制は、まだ十分に対応し切れていないところがあります。

デジタル資料を見ると、電子ジャーナルやデジタルブックなど、収集が難しいものもあります。特に気になるのは、自治体ウェブサイトそのものや、そこに掲載されている資料です。国立国会図書館のWARPではウェブサイトのスナップショットを保存していますが、収集頻度には限りがあります。

また、インターネットアーカイブでもウェブサイトの保存は行われていますが、自治体資料を十分に保存できているとは言い難い状況です。

自治体ウェブサイト上の個々のコンテンツ、特にPDF資料については、意図的に収集しなければ残りにくいものです。WARPは比較的よく収集していますが、仕組みがより単純なインターネットアーカイブでは、ページに付随するファイル類まで十分に収集できない場合があります。そのため、PDFは意識的に集める必要があります。

しかし、市町村では約9割、都道府県でも4割弱が十分に収集できていません。ウェブサイト上にPDFで掲載されている報告書類は、放置すれば失われます。自治体の原課では、古い情報が誤解を招くことから、あまり情報を掲載し続けられないようにしたいという話はみなさんも多分聞いたことがあるはずです。ですから、古い情報はすぐ削除されます。作

成した課が保存していればまだよいのですが、異動やファイル整理の中で失われることも少なくありません。公開された時点で図書館などが収集していなければ、その情報はなくなります。

これは非常に危機的です。これまで 50 年、70 年と継続して集めてきた報告書類が、デジタル化の進展によって急になくなっているわけです。

もちろん、原課でプリントアウトして保管している事例もあります。しかし、本来、デジタルで作成・公開された資料を改めてプリントアウトする必要はありません。そこをどのように収集していくかが課題であることを、今回の数字を見て改めて感じました。電子行政資料等を収集していない市町村は 85%で、収集していない理由としては、「職員の専門知識が不十分」が 4 割弱、「行政機関の理解・協力が不十分」が 13%程度となっています。ただ、行政機関の理解・協力については、働きかけによって改善できる余地もあります。より深刻なのは、発行状況が把握できていないという点です。何が失われているのかさえ分からなくなっている状況が、都道府県で 6 割弱、市町村で 4 割強見られることが、現状になります。

行政資料に限らず、デジタル資料全体の収集が困難な理由を見ると、都道府県と市町村でいくらかの差が見られます。特に、「著作権の保護期間が満了した資料」を公開の優先順位にするという回答は、都道府県では 4 割程度あります。著作権が満了していれば公開できるという理解が一定程度なされていることが分かります。

一方、市町村ではこの回答が 16%にとどまっています。市区町村で著作権制度の理解が進んでいないということではなく、こうした話を図書館界全体でさらに共有していかなければうまく資料の公開ができないということだと思います。

資料を公開・提供していない理由については、都道府県は回答数が少ないため、ここでは主に市町村の結果を見ます。やはり、予算、職員、ノウハウの不足が大きな理由として挙げられています。

もう一つ、今回の報告でキーワードにしたのが「ニーズ」です。この点については、最後に改めてお話ししたいと思います。

一方で、予算配分の課題もあります。図書館費や資料購入費等の中で、資料デジタル化に充てられている割合がほぼない状況です。

都道府県では、資料デジタル化の予算に 5 %程度を振り向けている例もありますが、市区町村では 2 %程度にとどまっています。デジタル化以前の社会では、紙に印刷された情報が社会で流通する情報の多くを占めていました。20 世紀の終盤に大きな変化が始まるまでは、ほぼそうであったと思います。

一般の人がインターネットを使うようになってから、すでに 30 年ほどになります。ここにお集まりの皆様は、私も含めて、紙の本を読む、あるいは紙の本を扱う機会が他の社会の成員よりは多いのだろーと思います。しかし、社会全体の情報流通を見ると、長期的な統計、政府資料、自治体資料などは、基本的に電子で確認することが多くなっています。

社会全体の情報流通が大きく変わっているのに、図書館がそこに対応できていないことが、この数字から見えてくると思います。

もちろん、予算配分を変えることは簡単ではありません。ただ、そのままでよいのかという点については、今回の数字を見て改めて考える必要があると思います。

◇デジタルアーカイブについて

次に、「デジタルアーカイブの運用」について見ていきます。

市区町村では、ここは 2025 年の報告書のほうで明確なのですが、自治体規模と相関があります。市区町村で 4 分の 1 程度がデジタ

ルアーカイブに取り組み、都道府県立では、ほぼ標準サービスになったというのが現状ということになります。

興味深いのは、デジタルアーカイブの更新頻度とアクセス数との間に、有意な相関が認められなかった点です。一般的なウェブサービスでは、更新が少ないサイトはアクセス数が落ちやすい傾向があります。例えば動画配信サービスなどでは、日々更新することで利用者の注意を引き続けることが重要になります。

また、政治家の情報発信でも、動画等を継続的に更新することが重要になっています。そう考えると、図書館のデジタルアーカイブでも更新頻度とアクセス数には関係があるのではないかと予想していました。しかし、今回の調査では、そのような相関は見られませんでした。

これはなかなか興味深い結果です。アクセス数という点から見ると、図書館のデジタルアーカイブは、一般的なウェブサービスとはその位置付けが別なのだろうと思います。

一般的なウェブサービスであれば、更新頻度とアクセス数は相関するだろうと思います。しかし、図書館のデジタルアーカイブでは、蔵書と同じように、ロングテールの価値を持っているということだと思います。

例えば、2020年には、京都大学附属図書館のデジタルアーカイブで公開されていた「アマビエ」が大きな注目を集めました。

その資料自体は以前から公開されていたもので、別に新しく作られたものではありません。しかし、コロナ禍のなかで社会的な関心が高まってアクセスが増え、特設の解説ページなども整えられました。このように、蓄積された情報が、ある時期に改めて注目されるというのは、図書館らしい現象だと思います。

「デジタルアーカイブ構築の目的ときっかけ」について見ると、「非来館型サービスの充実」「調査研究への貢献」「利便性向上」「資料

保存と利用の両立」などが挙げられています。その中で特に注目したいのは、「認知度向上」と「非来館型サービス」です。

資料の存在を示すことによる館の認知度向上については一定数挙げられています。また、非来館型サービスについては、都道府県で9割、市区町村でも5割程度が目的として挙げられています。デジタルアーカイブとこれらの要素は、かなり関係が深いのだと思います。

また、構築のきっかけとしては、特別な補助金の活用もあります。緊急雇用対策事業費が挙げられるでしょうし、少し遡れば、2010年度の「住民生活に光をそそぐ交付金」があります。都道府県では、この交付金を契機に取組が進んだ例も少なくありません。

近年では、デジタル田園都市国家構想交付金など、デジタル化に関わる補助金を活用する例もあります。図書館よりも博物館のほうが積極的に活用している印象もありますが、補助金の機会をうまく捉えられるかどうかは、構築のきっかけとして大きいと思います。ただし、その後も維持できなければ意味がないことになります。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」や自治体全体の方針をきっかけとした例も見られます。都道府県では両者を合わせて3割超、市区町村では4割程度あります。首長や議員、庁内の他部署を含めた議論の中で、自治体全体の戦略と結び付けて取組を進めることが有効であることは、デジタルアーカイブ構築のきっかけとして改めて見えてきます。今後、望ましい基準が改定される際にも、この点は大事になると思います。アクセシビリティの観点からも、デジタル化の議論はさらに重要になっていくでしょう。

次に「デジタルアーカイブの整備状況」に参ります。

公開しているコンテンツについては後ほど御覧いただくとして、ここでは「活用しているライセンス」について触れます。デジタル

アーカイブにおいて重要なものの一つが、利用規約の明示です。内閣府の知的財産戦略推進事務局等でも、デジタルアーカイブの推進に関する議論が行われており、各種マニュアルでも利用条件の明示は重視されています。

私たちは、デジタル上のコンテンツを日常的に見たり使ったりしています。アプリを利用する際にも、利用規約を読み飛ばしてしまうことがあります。何らかの利用規約が示され、それに同意した上で使っているわけです。

デジタルアーカイブには古い資料もありますし、図書館は行政機関の一部ですから、著作権や人権上の配慮が必要な情報を除けば、社会全体で広く活用してもらおうという方向で活動しているわけです。

その活用のためには利用規約は何より重要です。国の文書やデジタルアーカイブの入門書でも、利用条件の明示の重要性は繰り返し述べられています。しかし、今回の調査では、利用規約がない館が都道府県でも4分の1程度、市町村では半数程度あることが分かりました。

リアルな図書館に利用規則がなければ、困るのではないかと思います。デジタルアーカイブでも同じように、利用者が資料をどこまで使えるのかを示す必要があります。使えませんという宣言でもよいのです。閲覧だけなのか、学校などで使ってよいのか、改変してよいのか。そうした利用条件をきちんと示すことは、公開した資料を使ってもらう上で、非常に重要です。

ライセンスについても同様です。どこまで使ってよいかを示す国際的な仕組みとして、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスがあります。もちろん、それだけが唯一の選択肢ではありません。禁止事項だけでなく、どこまで使ってよいかを明示することが重要です。利用規約があり、さらにライセンスまで明示している館は、都道府県で4割強、市町村で

15%程度にとどまっており、利用環境にはまだ窮屈であるのが実際のところでは。

「デジタルアーカイブの活用状況」について、調査結果を見ると、4分の3程度の館が、デジタルデータを作成してウェブ上に公開した後、利活用を促進する取組をしておらず、また、どのように使われたかも把握していません。要するに、「公開しただけ」の状態にとどまっている館が多いということです。

一方で、活発に取り組んでいる館もあります。デジタルアーカイブを使った電子展示や企画展示、イベントの実施、学校等への働きかけなどです。特に学校への働きかけは、これからますます重要になると思います。

学校の先生方も大変お忙しいとは思いますが、教育に使えるデジタルコンテンツへのニーズはあります。ライセンスが整備され、安心して使えるコンテンツであれば、教育にも活用しやすくなります。その意味でも、図書館が適切に管理している資料には意義があります。

こうした働きかけを行うことで、学校教材への活用につながる可能性があります。紙の資料でも同じような取組は行われてきましたが、それをデジタル資料でも意識して進めていくことが大事だと思います。

◇電子書籍サービスについて

ここまではデジタルアーカイブのお話でしたが、次に電子書籍サービスについてお話しします。

「電子書籍サービスの導入状況」についてです。この後、都道府県で新たに電子書籍サービスを始めた事例も出てきていますので、あくまで2023年度段階の数字ですが、都道府県でも導入は6割に満たない状況でした。この点は一つ指摘しておきたいところです。

また、先ほどのデジタルアーカイブとも関わりますが、電子書籍についても、「自治体の方針」によって導入したという結果が有意に

出ています。これは非常に大事な点だと思います。

あと、アクセシビリティ対応です。読書バリアフリー法には大きな意味があります。『ハンチバック』を皆さんがお読みになっていることを前提に申し上げますが、「5つの健全性を満たすことを要求する読書文化のマチズモを憎んでいた。その特権性に気づかない「本好き」たちの無知な傲慢さを憎んでいた」と突きつけられているわけです。

私自身も、デジタル、デジタルと言っていますが、個人的には紙の資料を好む立場です。研究室も自宅も紙の資料であふれています。しかし、それは「健全者」のマチズモでもあります。様々な環境にある人が利用できるテキスト情報になっていないという点で、物理の本は利用者に負担を伴うものでもあります。読書バリアフリーが法定化されたことは非常に重要です。また、自治体、とりわけ首長の関心が導入のきっかけになる場合もあります。予算を確保できるのであれば、その機会を活用すればよいと思います。

もう一つは、コロナ禍です。デジタルアーカイブについては、コロナをきっかけに始まったという回答はほとんどありませんでした。これに対して電子書籍は、図書館が休館せざるを得なかった時期に、代替的なサービスとして急速に導入が進んだ面があります。

その意味で、コロナ禍のインパクトは大きく、電子書籍サービスをめぐる状況はこの時期に大きく変わったことが、今回の全国調査からも改めて確認できました。

「電子書籍サービスの点数と自治体規模」について見ると、人口規模が小さい自治体ほど、導入している電子書籍の点数が少なくなる傾向はあります。ただし、同じ規模の自治体であっても点数にはかなりばらつきがあります。大きな傾向としては人口規模との関係が見えますが、自治体規模だけが決定要因で

はないということが電子書籍の分野でも見えてきています。

次に「普及活動」です。電子書籍サービスの普及活動を見ると、ホームページへの掲載、SNSでの発信、ポスターやチラシの掲示などが目立ちますが、これらは新しいサービスを始めたときには行われる広報でもありますので、むしろ注目したいのは、その下にある取組です。

例えば、デモ体験のような取組です。これは館内だけでなく、館外で行うことも考えられると思います。

都道府県では館外展示で数字を稼いでいるのだと思いますが4割強ありますが、市町村ではまだ限られています。もちろん各館とも忙しい中での対応になるわけですが、図書館単独で行う必要はありません。役所の他部門や関係団体と協働しながら実施することも考えられます。フリーペーパーや広報誌など、図書館以外の媒体を活用する工夫も出てきています。

学校との連携事業や学校向けの取組について見ると、電子書籍サービスでは、さまざまな手段が試みられています。ただし、例えば出前授業のような取組は、数で見るとまだ多いとはいえません。

また、学校や学校司書、司書教諭へのID提供についても、必ずしも十分に広がっているわけではありません。児童生徒にはIDを提供していても、学校司書等には提供されていない状況も見えてきています。それでは活用につながりにくいため、学校で使ってもらうためには環境の提供もセットで考えていくことが大事だと思います。

学校との連携は、電子書籍サービスの普及にとって重要な鍵になると思います。今回の結果からも、もう少しパッケージ化して取り組む必要があるのではないかと感じました。

次は「電子書籍サービスの効果」についてです。実務的な効果としては、返却が不要で

あることが大きく挙げられています。返却された資料を書架の元の場所に返す作業には大きな人手がかかりますので、この点は実感のこもった82%だと思います。いつでも貸出・返却ができること、延滞督促が不要になることも、大きな効果として挙げられています。

注目したいのは、「検索ができる」という効果です。都道府県では6割程度ありますが、市区町村では18%程度にとどまっています。これは導入している電子書籍プラットフォームとも関係するのかもしれませんが、どのように理解すべきか、さらに考える必要があるところです。

また、「置き場所が不要」であることや、「紙資料の補完」として使えることも効果として挙げられています。電子書籍の場合、書庫を必要としないということです。

紙資料では手が届きにくい部分を電子で補うという点では、都道府県のほうが市区町村より10%程度高い傾向も見られます。こども、傾向として把握できるところです。

次に、どのようなコンテンツを導入してよかったと感じているかについてです。

都道府県と市区町村で差が大きいのは、「辞書・事典」です。市区町村向けのパッケージでは、辞書・事典類があまり入っていないため、効果が見えにくい面があるのかもしれませんが。この点は、パッケージの構成についてベンダー側にも伝えていくべきかもしれません。

また、「外国語コンテンツ」については、もう少し数があるのではないかと考えていました。全国の市町村を見たときに、外国人の方が利用する図書館がこれほど少ないとは考えにくいので、今後の論点として指摘しておきたいと思います。

◇各地の事例から

「各地の事例から」に参ります。冒頭で申し上げた12の事例についてそれぞれ申し上げます。

まず「県立長野図書館」です。皆様も注目されているところだと思います。「信州デジタルコモンズ」という県施設の連携から始まり、「デジとしょ信州」によって全市町村が参加する電子書籍のプラットフォームができたことは、非常に大きな意味があります。

県立長野図書館では、ほかにも多くの活動が展開されていますが、電子図書館サービスの領域でも、都道府県立図書館のトップランナーと位置付けてよいと思います。

市町村協働モデルを全国に広げるには、地域ごとに条件が異なるため難しさもあります。例えば大きな市との関係をどう整理するかなど、都道府県によって課題はさまざまです。

それでも、丁寧に協議を重ねれば、市町村協働のモデルになり得ます。現在も公民館や資料館を含めてさまざまな取組が行われていますが、今後は郷土資料のプラットフォームとして発展していくことも期待されます。

事例2は、熊本県の「菊池市中央図書館」です。郷土資料担当の職員が中心となって「菊池市デジタルアーカイブ」を展開しており、地域資料のプロが、そのままデジタルの取組にもスライドしてスムーズにつながっている事例です。

「きくち圏域」として、菊池市を中心とした地域単位で電子書籍サービスを展開しており、地域単位での展開モデルとしても注目できる事例だと思います。

次に、「神奈川県行政資料アーカイブ」です。神奈川県では、公文書館、県政情報センター、県立図書館が連携して行政資料アーカイブを構築されています。検索システムも内製で整備しており、職員の力によってシステム構築を進めている点が特徴的です。

現在、都道府県や政令市では、統計情報や位置情報などを公開するデータカタログサイ

トの整備も進んでいます。国においても同様の取組が進められています。

そのため、データカタログサイトと行政資料アーカイブをどのようにすみ分けるかも考える必要があります。逆に、図書館がデータカタログサイトを取り込んでいくような事例があってもよいのではないかと思います。

「静岡県立中央図書館」では、行政資料の PDF を自動で収集する仕組みを構築しています。県だけでなく、県内市町村の行政資料も幅広く収集することで、県域全体の情報を県立図書館が集めようとしている取組です。ただし、現時点では公開には至っていません。件数は 40 万件以上に及び、今後も毎年 15 万件程度増える見込みとのことです。手続面、技術面の課題はありますが、簡易に公開する方向で検討されており、実現すれば非常に大きなインパクトがあると思います。

例えば、現在の検索技術や AI を組み合わせることで、大量の PDF を検索可能にすることも考えられます。もちろんメタデータの整理は重要ですが、技術的にはメタデータの生成も可能ですので、40 万件を超えるデータをどのように整理し、使える形にしていくなか、今後の工夫に期待したいところです。

「愛荘町立図書館」は、滋賀県のほぼ中央に位置する愛荘町の図書館です。「あいしょうデジタルライブラリー」を運営し、写真などを中心に公開する取組を進めています。また、館内端末では新聞の折り込みチラシや町内有線放送のデータなども閲覧できるようにしており、ウェブ公開が難しい資料についても、館内で利用できる形をとっています。

図書館が、地域に関係する資料を媒体を問わず収集している点が重要です。自治体規模が大きい中에서도、非常に良い事例だと思います。

「群馬県立図書館」では、群馬県立デジタルアーカイブに市町村のコンテンツも掲載する形をとっています。単独でデジタルアーカ

イブ構築が難しい市町村の資料を、県立図書館のプラットフォームに載せる取組です。市町村協働の一つの形を示す事例であり、国立国会図書館等との連携も期待できると思います。

次に千葉県の「野田市立図書館」です。職員が内製で「電子資料室」を構築し、デジタル資料を公開しています。十分な予算がない場合でも、職員の工夫によって取組を進めている事例です。

限られた環境の中でも、ウェブ上にページを作成し、コンテンツを公開することは可能です。野田市立図書館の事例は、十分な予算がない場合でも、職員の努力によって取組を進められることを示しています。

一方で、こうした取組は特定の職員の力量に支えられている面もあります。そのため、どのような条件であれば横展開できるのか、また担当者が代わっても継続できるのかについては、さらに検討が必要です。

「福井県立図書館」は、同じ施設内に図書館、文書館、文学館の 3 館があります。「ふくいデジタルアーカイブ」は、名称を変えながら 20 年ほど運営されてきた取組で、県内市町村の資料も対象としています。この取組は実は文書館が中心となってシステムを構築しています。図書館、文書館、文学館が連携し、資料が公開され、利用者に使われる形になっていれば、主体がどこであるかにかかわらず、非常に有意義な連携事例だと思います。

「大阪市立図書館」は、非常に規模の大きい「大阪市立図書館デジタルアーカイブ」を長く運営しています。また、オープンデータ化、つまりライセンスを付けて自由に使えるようにする取組にも、比較的早い段階から取り組んできました。事例の回答の中には、図書館のデジタルアーカイブ資料がおもちゃや食品パッケージなどに使われているというものもありました。どの館の回答かはここでは特定しませんが、大阪市立図書館のように、

実際にさまざまな利活用が進んでいる例があります。また、「思い出のこし」という事業も行われています。地域の方に思い出を語っていただき、それを図書館資料と結び付けながら、地域の記憶を蓄積していく取組です。これは、パブリック・ヒストリー的な取組ともいえます。歴史は専門家だけのものではなく、市民全員が背負っているものでもあります。その歴史を、専門家だけではなく、市民社会とともに記録し、共有していくという考え方です。大阪市立図書館の取組からは、利活用者との協働の新しい形が見えてくると思います。

「愛媛県立図書館」のデジタルアーカイブは、前近代、特に江戸時代までの資料を中心に、手堅く運営されている印象があります。愛媛県も県域が広いので、今後、他の県施設との連携や県内市町村との協働が進むと、さらに可能性が広がると思います。

「佐賀県立図書館」は、長期にわたってデジタルアーカイブを運営しています。担当の方に別の機会にうかがったところ、15年から20年ほどの間に担当者が6人交代したとのことでした。それでも事業が継続している点が重要です。誰が担当しても続けられる仕組みをつくることは、事業継続の上で非常に大事です。この種の取組は、どうしても特定の職員の技能に依存しがちです。その点、佐賀県立図書館では担当者が交代しても継続できていることが大きな特徴です。事業を継続するためには、誰が担当しても一定程度運用できる仕組みを整えておくことが重要だと思います。

「昭和村電子図書館」は、福島県昭和村の事例です。公民館図書室のため、今回の調査対象外ではありますが、調整委員の方から御推薦があり、事例として御執筆いただきました。人口1,000人規模の小規模自治体で、学校支援を大きな目的として電子書籍サービスを展開しています。さらに、この取組を近隣

の自治体にも広げていきたいということです。小規模自治体における導入モデルとして、非常に注目すべき事例だと思います。

以上、簡単にご紹介しました。時間が限られておりますので、最後にまとめに入ります。

◇調査研究事業からわかったこと

まず、全国調整委員の皆様、事務局の皆様、編集委員の皆様に、デジタルアーカイブに関わってきたひとりの研究者として改めて御礼申し上げます。今回の調査は、公立図書館の電子図書館サービス、すなわちデジタルアーカイブ、電子書籍、商用データベースの実態を網羅的に明らかにした、画期的なものだと思います。類似の調査はありそうで、実はありませんでした。全数調査に近い形で実施されたことに意味があります。

先行する調査としては、全公図による約20年前の報告書、国立国会図書館が2010年に実施した「文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究」などがあります。また、電子書籍に絞れば、電子出版制作・流通協議会による電子書籍サービスの報告書もあります。大学のデジタルアーカイブについては、比較的大規模な調査もあります。これらはいずれも有用な調査ですが、公立図書館全体を対象にした今回の調査は、今後非常に活用しやすいものになると思います。

本調査の今の段階の知見を申し上げます。今日の段階では、電子図書館サービス全般において、人口規模や予算、職員数は、サービス実施やその内容についての決定的要因にはならないと考えています。率直に言えば、意欲のある人が担当すると実現し得るサービスです。取組が困難な理由としては、予算、人材、ノウハウの不足が繰り返し挙げられます。これは当然の課題ではありますが、今回それが数値として確認できたことには意味があります。また、紙資料や来館型サービスを重視

する傾向も把握できました。その一方で、「ニーズがない」ことを理由にサービスを実施しないという回答も見られます。ただし、そのニーズをどう把握しているのかは、改めて考える必要があります。

図書館では来館者アンケートが行われることが多いですが、それでは自治体全体のニーズを把握したことにはなりません。来館者を対象にすれば、紙の本や来館型サービスを支持する声が多くなるのは当然です。

現在の住民だけでなく、将来の住民にとって、どのような社会教育施設、文化施設であるべきかという視点から、ニーズを考えていくことも必要ではないかと思います。

「取り組み可能な条件」については、先ほど紹介した12の事例からも、特定の職員の意欲や補助金の活用がきっかけになる場合があることが分かります。京都府での私自身の経験でも、まずは説明を重ね、決裁を通していくことが必要でした。

特に重視したいのは、「望ましい基準」や自治体の方針など、全体方針の中でサービスを位置付けることです。他のサービスでも同様ですが、電子図書館サービスについては、この点が数値として一定程度見えてきたことが重要だと思います。

また、「利用環境の整備」についても、電子書籍、デジタルアーカイブの双方で、コンテンツのバランス、ライセンスの整備、普及活動などに工夫の余地が大きいと考えています。

デジタル資料は、公開すれば自然に使われるというものではありません。アマビエの事例やドラマや映画など、社会的な関心と結び付くことで注目される場合がありますが、基本的には図書館側から積極的に利活用を促していく必要があります。利活用状況を把握し、こちらから働きかけていくことも可能だと思います。

学校等との連携も非常に重要です。デジタルアーカイブ、電子書籍のいずれについても、

学校との連携は今後ますます大事になると思います。

デジタルアーカイブに関して都道府県に期待される役割を見ると、都道府県でも、普及のための支援を行っていないところが3分の2あります。支援を行っているところでは、研修が中心になっています。一方、市町村側からの支援要請を見ると、「特になし」が半数程度ありますが、これはデジタルアーカイブに取り組んでいないため、必要な支援がまだ具体化していない面もあるのだと思います。次に多いのが、「協同（協働）プラットフォームの構築」です。研修よりも、実際に参加できるプラットフォームを求める声があるということは、意味がある結果だと思います。

人材養成について見ると、都道府県、市区町村ともに「取組は行っていない」という回答が多く、都道府県で4割、市町村で5割5分となっています。取組を行っている場合でも、都道府県では館内研修やオン・ザ・ジョブ・トレーニングが多く、市町村では外部研修に依存する傾向があります。館内で教える時間や人材を確保しにくい状況があるのだと思います。

その意味でも、協働プラットフォームの整備が求められていることは重要です。人材養成については以前から課題とされてきましたが、サービスである以上、属人化はできるだけ避けたいところです。佐賀県立図書館のように、担当者が代わっても継続できる仕組みは、ほかのサービスにも通じる重要な視点だと思います。

デジタルアーカイブでは、県立レベルでも1人か2人程度で、しかも兼務で担当する人が多いと把握しております。そうすると属人化し、事業が止まりやすくなります。これは以前から指摘されてきたことですが、今回の調査で改めて数字として示されたと感じています。

電子書籍についても、紙資料と同様に、都道府県と市区町村の役割分担をどう考えるかが課題になります。都道府県のほうが役割分担を意識している傾向がありますが、市区町村では55%が「役割分担について特に考えていない」と回答しています。

これは、電子書籍に限らず、紙資料を含めた資料構成にも関わる問題です。どの主体が何を担うのかについて、都道府県側からも、市区町村側からも、絶え間ない対話と投げかけを行うことが大切だと思います。また、国立国会図書館では、コロナ禍以前から資料のデジタル化が進められ、著作権法の改正も経ながら、利用できる資料の範囲が広がってきました。国立国会図書館のIDを持っていれば、かなり多くの資料を閲覧できるようになっています。

その中で、国立国会図書館が担うこと、都道府県が担うこと、市区町村が担うことを整理する必要があります。自治体ごとに諸条件が異なりますが、資料へのアクセスを社会全体でどのように確保するのかは、改めて議論されるべき課題だと思います。

最後に、デジタル資料の保存について触れておきます。ウェブ上にあるPDFを取得したり、デジタル資料を作成したりした後、そのデータをどのように保存しているかを尋ねました。すると、特に保存対策をしていないという回答が、都道府県で5割、市区町村で6割6分ありました。

つまり、データを取得した後、十分な保存対策をしていない館が多いということです。紙資料に置き換えれば、資料を屋外に置いたままにしているような状態ともいえます。当然ですが、デジタル資料であっても、何も対策しなければ失われてしまいます。

これは図書館だけの課題ではありません。博物館や文化財保護担当部門でも、デジタルデータの保存対策が十分でない場合があります。せっかく取得したデータも、適切に管理

しなければ、数年後には利用できなくなる可能性があります。

年に一度、蔵書点検のようにデータの状態を確認し、必要に応じてマイグレーションを行うことで、データは長く残すことができます。デジタル資料も、書庫を管理するのと同じように、継続的に手を入れていくことが重要です。

◇公立図書館の未来

最後に、電子図書館サービスを考える上では、地域資料への理解が非常に重要だということを申し上げます。これは、電子書籍サービスにもデジタルアーカイブにも共通する点です。

地域資料については、小平市の蛭田廣一氏の一連の仕事をはじめ、さまざまな議論が積み重ねられてきました。さらに、今回の調査でも触れたように、ボーンデジタル資料も地域資料の対象になってきています。この点をどのように扱うかは、今後ますます重要になると思います。

地域の日常的な活動や生活を残し、可視化していくことも大事です。例えばスナップ写真のような、一見何でもない写真であっても、地域によっては非常に重要な価値を持つことがあります。個人にとっては日常の記録であっても、時間が経つことで地域の暮らしを伝える貴重な記録になります。

もちろん、肖像権など配慮すべき点があります。しかし、こうした資料を保存して活用の道筋をつけることこそ、博物館等とも連携しながら、図書館が提供できる価値の一つではないかと思います。

地域資料の定義を考える上では、愛荘町の事例が参考になります。図書館の世界では、地域のことが分かる資料は、媒体を問わず地域資料になり得ます。

もちろん、すべてを図書館が引き受ける必要はありません。他機関と連携しながら、地

域の情報をできるだけ残していくことが大切です。そのような取組を設計していくことが、図書館の価値を地域社会や行政、首長に改めて示すことにもつながると思います。

この調査を通じて感じたのは、電子図書館サービスを日常的な図書館サービスとして位置付けていく必要があるということです。そのための情報源にはどのようなものがあるのでしょうか？日常的な情報収集については、国立国会図書館のカレントアウェアネスなどを継続的に確認することが有効です。国内外の図書館動向を把握する上で、非常に重要な情報源だと思います。

また、デジタルアーカイブについては、この10年ほどでガイドラインや参考資料がかなり整備されてきました。意欲ときっかけがあれば、参照できる情報は多くあります。必要であれば、私にご連絡いただいても構いません。私でわからないことがあれば適切な方につなぐこともできると思います。

カラー写真や学校資料なども、地域資料として大きな可能性があります。学校の統廃合が進む中で、そうした資料をテキスト化や3Dなどの技術でどう活用していくかも、今後の重要な論点になると思います。

本日の話をきっかけに、電子書籍やデジタルアーカイブに関心を持っていただき、今後、さまざまな形で相談や情報交換ができればと思います。また、全公図としても、電子図書館サービスに改めて取り組んでいく契機になればと思います。

本日は以上で終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —